いぶり農業法人ネットワーク規約

（制定：平成31年2月8日）

第１章　総則

（名　称）
第１条　この会は、いぶり農業法人ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）という。

（事務局）
第２条　ネットワークの事務局は、北海道胆振総合振興局産業振興部農務課に置く。

（目　的）
第３条　ネットワークは、経営意欲のある農業法人等が創意工夫を活かした農業経営の展開を図っていくため、相互交流による情報・意見の交換、研修会等を通じた資質の向上を図るとともに、農業法人並びに法人志向農家への情報提供や指導助言等を通じて、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応した担い手の育成支援や生産規模の拡大、販売・加工への進出による経営の多角化など、地域農業の振興に寄与する。

（活動内容）
第４条　ネットワークは、前条の目的達成のため、次の活動を行う。
（１）会員相互の情報・意見交換
（２）課題解決に向けた研修会等の開催
（３）法人志向農家への助言・指導等の取組
（４）担い手の育成支援に係る助言・指導等の取組
（５）その他目的の達成のために必要な取組

第２章　会員等

（会員等）
第５条　ネットワークは、本会の趣旨に賛同する次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）胆振管内で農業を営む法人
（２）胆振管内で法人経営を目指す農業者
２　ネットワークには、前項の会員の他、ネットワークの目的に賛同する金融機関や民間企業等を賛助会員として加入することができる。
３　ネットワークには、行政機関及び農業関係団体等をオブザーバーとして置くことができる。オブザーバーは会長の求めによりネットワークに出席できる。
４　ネットワークの目的達成のため、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第３章　役員等

（役員）
第６条　ネットワークに次の役員を置く。
（１）会　長　　１名
（２）副会長　　１名
（３）会　計　　１名

（４）監　事　　若干名
２　前項の役員は、総会において選任する。
３　会長、副会長、会計及び監事は相互に兼ねることはできない。

（役員の任期）
第７条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の報酬）
第８条　役員の報酬は役員会で協議の上、総会で決定する。

第４章　総会

（総会の召集）
第９条　ネットワークの総会は、会長が召集する。
２　会長が必要と認めたときは、書面により総会を開催できるものとする。

（総会の議決方法等）
第10条　総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

（総会の議決事項）
第11条　総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
（１）毎事業年度の業務報告並びに決算報告に関すること。
（２）実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
（３）規約の変更に関すること。
（４）ネットワークの解散に関すること。
（５）その他ネットワークの運営に関する重要な事項に関すること。

（議事録）
第12条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
２　議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
（１）日時及び場所
（２）会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び氏名
（３）議案
（４）議事の経過の概要及びその結果
３　議事録は、第２条の事務局に備え付けておかなければならない。

第５章　会計

（事業年度）
第13条　ネットワークの事業年度は、毎年２月１日に始まり、翌年１月31日に終わる。

（資金）
第14条　ネットワークの資金は、次に掲げるものとする。

(1) 会員及び賛助会員から徴収する年会費とし、その額は、会長が別に定める。
(2) 前号により不足が生ずる場合は、必要に応じ、参加者負担とする。
(3) 必要に応じ、北海道農業法人協会及び北海道農業法人化等支援協議会等と連携を図る。

（資金の取扱い）
第15条　ネットワークの資金の取扱方法は、会長が別に定める。

（事務経費支弁の方法等）
第16条　ネットワークの事務に要する経費は、第14条に掲げる収入をもって充てる。

（事業計画及び収支予算）
第17条　ネットワークの事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

（監査等）
第18条　会計及び第２条の事務局は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の３日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
（１）事業報告書
（２）収支計算書
２　監事は、前項各号に掲げる書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して事務局にに報告するとともに、事務局はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
３　事務局は、第１項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

第６章　雑則

（秘密の保持）
第19条　会員等は、ネットワークの活動で得た農業者等の個人情報等を外部に漏らし、また、無断で使用してはならない。

附則
１　この規約は、平成31年２月８日から施行する。
２　ネットワークの設立初年度の役員の選任については、第６条第２項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第７条第１項の規定にかかわらず、平成33年１月31日までとする。
３　ネットワークの設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第11条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
４　ネットワークの設立初年度の会計年度については、第13条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の１月31日までとする。